

大阪産業教育振興協議会会則

- 第1条 本会は大坂産業教育振興協議会と称する。
- 第2条 本会の事務所は大坂市に置く。
- 第3条 本会は我が国産業教育の改善振興と共に会員相互の連携を図ることを目的とする。
- 第4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 産業教育に関し予算の獲得運動
 2. 産業教育に関する調査研究
 3. 会員の研修活動
 4. 生徒の研究活動奨励と優良卒業生の表彰
 5. 会員相互の連携を図る各種行事
 6. その他必要と認める事業
- 第5条 本会会員は府内における産業教育関係学校長および准校長・副校長をもって組織する。
- 第6条 本会に次の役員を置き任期を2カ年とする。但し、再任を妨げない。
- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 4名 |
| 常務理事 | 8名 |
| 理事 | 若干名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |
- 理事・監事・幹事は総会で選出し、会長・副会長・常務理事は理事会で互選する。
- 第7条 本会に顧問を置くことができる。
- 第8条 会費は全日制課程及び通信制課程は1校当たり年額5,000円とする。
定時制課程(Ⅲ部課程)は1校当たり2,000円とする
- 第9条 会員総会は毎年6月下旬頃に開き、諸般の報告をし、議案の承認を求める。
但し、必要あるときは臨時に開催する。
- 第10条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。
- 第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(昭和59年 6月)
(平成 7年 6月30日改正)
(平成12年 7月 5日改定)
(平成17年 7月 4日改定)
(平成19年 7月 2日改定)
(平成21年 7月 6日改定)
(平成22年 7月 5日改定)
(令和 3年 7月 5日改定)